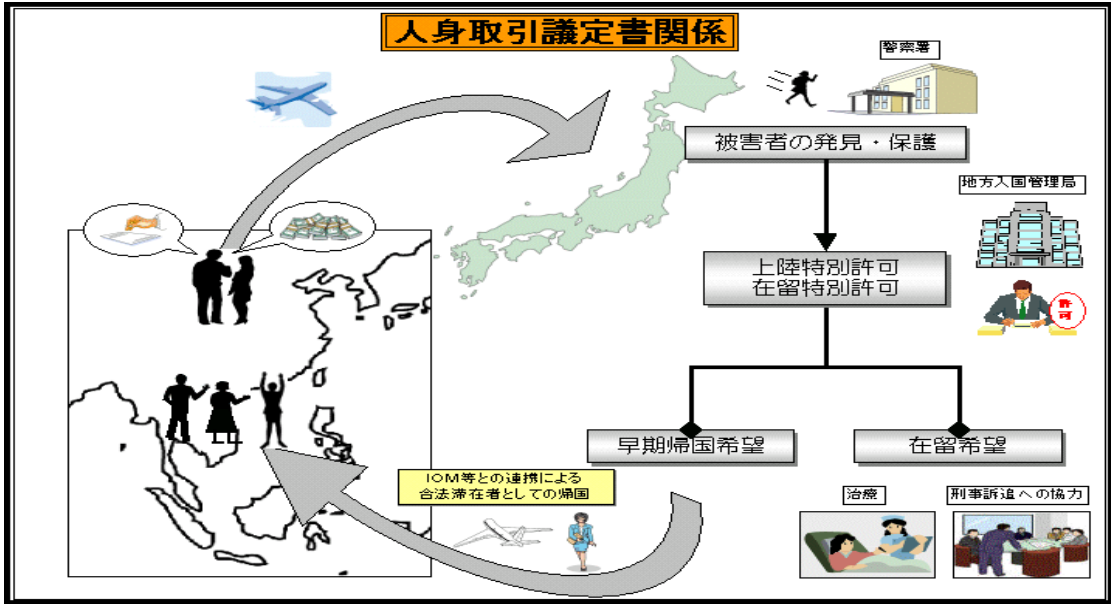


人身取引 被害者

あなたご自身ですか
お知り合いですか

そん



こんな方を知っていませんか

人身取引などの被害にあっている人の多くは、偽のパスポートを持たされたり、最初は合法的に日本に来たものが、加害者から逃れられないまま在留期間が過ぎて不法残留になってしまったりした人が多いのです。

こうした残念な現実、厳しい監視の目を向けられるように、日本は法律の中身を改めて、人身取引という犯罪を徹底してなくすること、一方、被害にあっている方を犯罪者として扱うのではなく、被害者として暖かく扱うこと、保護の対象となることを大きくうたっています。

このように、法律の中身を人身取引にあつた方を、犯罪者から被害者として扱われるように改めることで、いまま被害にあわれておられる多くの方々が、安心して警察や地方入国管理局等に相談、保護を求められやすいようになりました。

法律の中身と入国管理局

入国管理局では、改められた法律に対応して、人身取引の被害にあっている方が不法滞在し退去強制に当たる場合でも、次のような被害者保護のために、いろいろな方法を取っています。

被害にあつた方への対応

人身取引の被害者の可能性のある外国人に対しては、被害者が女性で、その事情を聞く場合は女性の担当官がお相手します。また母国語の通訳で意志の疎通も図られます。

できるだけ早く出国できます

被害者が帰国を希望して保護を求めてきたときは、不法滞在者であっても収容所には入れられずに、すぐ帰国できるよう最大限の心配りをしてくれます。

仮放免が多くなりました

話を聞くために一時、関係部署にとどまることであっても、情状や健康状態などを

な時には・

人身取引は「トラフィッキング」とも言われ、他人を売春させて利益を横取りすることや強制的な労働をさせることを目的に、暴力、脅迫、誘拐、詐欺、弱い立場の悪用などの方法で人を採用、運搬、移送することを言います。こんな被害にあわれている方はぜひ警察や地方入国管理局においでください。身の安全が約束されます。

判断して「仮放免」という形をとることが多くなっています。

日本での在留特別許可も可能です

被害にあっている方が、引き続き日本にいたいという申し出がある場合は、

- 1、日本にいたいと希望する理由
- 2、家族を持っている場合は、家族の状況
- 3、どうして被害者となったのか、その事情など、いろいろな事情を総合的に考え、それぞれの被害者にあったケースに応じて、日本にいられる許可が出ています。

帰国は合法滞在者として扱われます

早く帰国したいと願う方には、関係国との密接な連絡で、法律に基づいての合法滞在者として扱われ、安心した帰国が出来るようになっていきます。

先進国日本が、この忌まわしい人身取引のマーケットになっていることについて、今世界の目が厳しく注がれています。女性や児童が商品として扱われる、そのような世界が身近にあることを認識し、もしこうした環境にある同国人に気付いた場合は、ぜひこのように改まった法律の良さをお話してください。

お子さまをお持ちの保護者の皆さまへ
麻しん（はしか）

風しん

の予防接種制度が
変わります

麻しん（はしか）・風しんの対策を強化するために、予防接種制度が4月1日から変わることになりました。今までの接種の方法では麻しん・風しんのどちらかの予防接種しかしていないお子さまについては、早めにもう一方の接種を済ませておく必要があります。現在の制度では接種の対象となっているお子さまでも、4月からは対象ではなくなるケースもありますのでご注意ください。

現在の制度（3月31日まで）

- ・ 接種回数 / 麻しんワクチン・風しんワクチンを1回ずつ接種
- ・ 接種対象者 / 生後12月から、生後90月までのお子さま
4月1日以降の新制度
- ・ 接種回数 / MR 混合ワクチン（麻しん・風しん混合ワクチン）を時間を置いて2回接種します。
- ・ 接種対象者 /
<第1期> 生後12月から生後24月までのお子さま
<第2期> 5歳以上7歳未満で、小学校に入る前の1年前の日から小学校に入る日の前日までの間にいるお子さま（幼稚園の年長児）

（現在の制度のワクチンでは、2種類のワクチンを接種するのに4週間が必要です）